一般乗用旅客自動車供給契約条項

第1章 総則

(目的)

第1条 乙は、この契約書の定めるところに従い、乙の所有する一般乗用旅客自動車 (以下「車両」という。)を甲の利用において供給し、甲はその代金を乙に支払うも のとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合には、この限りではない。
- 2 乙は、甲の承認を得て、この契約の履行を第三者に委任し、若しくは請け負わせる場合においても、その義務とされている事項につき、その責を免れないものとする。

第2章 契約の履行

(利用方法)

- 第3条 利用者は乙の所有する車両を使用する場合は、乙よりあらかじめ提供された 乗車票に必要事項を記入し、降車する際に、乙の乗務員に交付するものとする。 (供給者の善管義務等)
- 第4条 乙が甲の利用において供給する車両は、法定検査に合格し、かつ完全な状態 に整備したものでなければならない。
- 2 供給した車両の使用中、乙の責に帰する理由により生じた一切の事故に対する責任は、乙が負うものとする。

(給付の確認)

- 第5条 乙は、各月毎に給付完了済乗車票をとりまとめ、おおむね翌月10日までに甲の指定する検査官に提出し、検査及び確認を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の提出を受けた日から10日以内に検査を完了するものとする。

第3章 運賃及び料金の請求及び支払

(料金)

第6条 料金は、関東運輸局長の認可運賃及び料金(高速道路通行料金及び有料道路 通行料金等)とする。

(料金の改定に伴う認可運賃及び料金表の提出)

第7条 乙は、認可運賃及び料金の改定が行われた場合は、速やかに改定認可運賃及 4-7-1 び料金表を甲に提出しなければならない。

(代金の請求及び支払い)

- 第8条 乙は、第5条第1項の確認を受けた後、甲の定める手続きに従い、代金を請求できる。
- 2 甲は、前項により適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第9条 甲は、前条に規定する期間内に代金の支払をしないときは、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年※. ※パーセントの率(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律256号)第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。)を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、前条に規定する期間内に支払を行わないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるとき、又は その全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるも のとする。

第4章 契約の変更等及び解除

(契約の変更)

第10条 甲及び乙は、この契約締結後、経済情勢の変更、天災地変、その他著しい 事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、 この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

(甲の解除権)

- 第11条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙の責に帰するべき理由により契約の目的を履行する見込みがないとき。
 - (2) 乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができないとき。
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の 全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第12条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合に おいては、相当の期間を定めてその履行を勧告し、その期間内に履行がないときは、 4-7-2 この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

- 第13条 甲は、第11条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、甲乙協議して違約金額を定め、乙から違約金を徴収するものとする。 (損害賠償)
- 第14条 甲は、この契約に基づき一般乗用旅客自動車の利用が第4条第2項に該当する事故等に起因する損害を受けた場合には、客観的に妥当と判断される算式により算出された金額をもって、乙に対し損害賠償を請求することができる。
- 2 乙は、この契約が第11条第2項又は、第12条の規定により解除された場合で 乙に損害が生じたときは、甲に対しその損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全等)

第15条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を、双方の承認 を得ないで第三者に漏らし、又は利用してはならない。

第6章 雜則

(調査)

- 第16条 甲は、この契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全 又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若し くは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報 告若しくは資料の提出を求め、又は甲の職員を乙の営業所、その他の関係場所に立 ち入らせ、調査させることができる。
- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。 (その他)
- 第17条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項 の定めるところによる。
- 2 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解 決するものとする。
- 3 この契約において、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める4-7-3

ものとする。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の直轄に属するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各 1通を保有するものとする。